

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員は、無報酬とする。

- 2 この法人の評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができるものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 前項第2項に該当する評議員の報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内において別表第1に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、日額をもって支給するものとし、評議員会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行のため旅行する場合に、その実態に応じ旅費を支給する。

2 旅費の算定は、この法人の旅費支給規程によるものとする。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用のうち前項に規定する旅費を除く費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人鳥取県生活衛生営業指導センターの設立登記の日から施行する。

別表第1

評議員：1日につき6千円